

ZEV 活用による島しょ地域防災力向上事業実施要綱

(制定) 令和 3 年 3 月 1 6 日 2 環地次第 6 1 3 号

第 1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内の島しょ地域において、災害時のエネルギーインフラとしての ZEV の活用の促進を通して、防災力向上を支援するために行う、「ZEV 活用による島しょ地域防災力向上事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

都は、中古の電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車（以下「ZEV 中古車」という。）を導入する者（都内の島しょ地域において、災害時に、ZEV をエネルギーインフラとして活用することに係る協定を、町村と締結した者に限る。）に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 6 0 条第 1 項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
- 2 プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車
- 3 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車。ただし、大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和 2 6 年法律第 1 8 7 号）第 2 条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。）に該当するものを除く。
- 4 事業者 都内の島しょ地域に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人（国及び地方公共団体を除く。）

第 4 本事業の内容

都は、次のとおり ZEV 中古車の購入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、事業者（都内の島しょ地域において、災害時に、ZEV をエネルギーインフラとして活用することに係る協定を、町村と締結した者に限る。）とする。

2 助成対象車両の要件

助成金の交付対象となる ZEV 中古車は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 助成対象者が購入するよりも前に初度登録された自動車であること。

イ クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程及びクリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する補助事業において補助金の交付対象の車両となっていたこと。

ウ 自動車検査証における使用の本拠の位置が協定を締結した町村内にあること。

エ 個人から購入した車両でないこと。ただし、自動車を販売することを業とする個人から購入した車両は除く。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、ZEV 中古車本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

4 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費の額とし、30万円を上限とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。